

平成30年度定期監査指摘事項一覧

区分	担当課	指摘内容	経過及び対応策
(1)財務事項に 関する事項	生活環境課 まち整備課 学校教育課 議会事務局 名課	ア 諸収入金に係る延滞金取扱不適 ① 上下水道使用料、住宅使用料ほかの滞納者に対する延滞金の徴収実績なく「諸収入金」に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に抵触。徴収の励行、又は私債権の取扱方針を明確化した上で条例の改定整備を要する。	上下水道使用料に係る延滞金徴収については、滞納者に対する周知期間を設けたうえで、平成31年度中の徴収実施に向け事務手続きを進めます。
	イ 資金前渡支出の未精算(精算処理を怠ったもの)	【学校教育課】 ・12月6日精算処理を行った。 ・資金前渡支出後、速やかに精算処理を行つておきます。 【町民課】 返還金が生じるため、原則、翌日精算を徹底しており、基本的に未精算は無い。	【学校教育課】 ・資金前渡支出後、速やかに精算処理を行つた。
	イ 資金前渡支出の未精算防止策（各課）	ア 重要書類管理不適 土地権利証、賃貸借等契約書、各種覚書・覚書等の長期効力ある重要な書類について ① の目録の整備、保管方法の統一。 ② 保存年限、保管方法等を定める管理規則の制定。 イ 高額消耗品（概ね一点1万円以上程度）の在庫管理不適[再指摘]（総務課ほか） ① 取扱規則未制定、受払管理簿(棚卸含む)なし。	【町民課】 差押調書(平成31年度中に目録等の整備をする。) 複写機トナー等が購入でなくなつたため(賃貸借を含む)、現在は該当する消耗品はない。
各課	まち整備課	ウ 所有権未登記土地の整理進捗遅延 ① 平成30年度9月末整理実績74筆、監査時点未処理1,440筆	登記嘱託員を配置して未登記解消に向け努力が図られている。「国土調査完了地区」から優先的に進め、国土調査実施地区及び未実施地区については、調査の際に分掌処理を実施して解消に努めます。
	給食センター 総務課	エ 公印等重要印の管理不適 ① 町長印・教育長印等の保管方法、押印記録簿、押印権者等を定める管理規則なし。	公印管理規定に定めているが、詳細については、総務課長(公印管理者)通知により対応している。契約印の使用についても、通知により示している。
	給食センター 学校教育課 給食センター	オ 学校給食費の収納取扱及び管理不備（学校教育課、給食センター） ① 監査時点(11月12日)で壇小学校の6～10月分多額の徴収金を学校名義口座に長期間保管し未納付。	【給食センター】 納付書発送時に綿密な連絡を取り、早急な納付に努める。 【給食センター】 ・11月16日までに完納した。
	まち振興課 生涯学習課	カ 契約事務不適（給食センター） ① 隨意契約の起案書に隨意契約にて取扱う理由の記入なし。	監査時に記載確認を行つた。
	まち振興課 生涯学習課	キ 捐助金取扱事務不適 ① 補助金交付先団体の事務局を引受する町職員が起案書作成等の補助金支出事務を担当。（双方代理、利益相反）	【まち振興課】 事務取扱職員について、同一とならないよう対応し、複数人による内容確認を行う。
	生活環境課	ク 水道料(下水道使用料)の滞納管理不適(生活環境課) ① 長期多額滞納者に対し毎月使用料に満たない少額の入金にて開栓し給水を続行しているため滞納累積額が増加。他の給水停止処分者との公平性にも欠ける取扱である。	納付額については各使用者の生活状況も勘案し、毎月の繰掛納付を勧奨していくが、滞納增多より納付額には支払督促も勧奨し、滞納となる場合には支払督促改めて検討し、改めて手続を進めていく。
	生活環境課	① 株式会社壇町振興公社（まち振興課所管） 30年度半期末の試算表によれば、依然売上高が減少傾向にあり経営面で節減努力の跡は見られるものの、不採算状況が続き今年度末の赤字決算は避けられない状況にある。東京電力からの損害補償期間も2020年7月迄(残り22か月)で終了することから、現状のままで累積赤字が膨張するのみならず新たな賃金ショートも懸念される。	【まち振興課】 今年度例月検査を実施し、収支状況の確認、イベント等の説明会に於いての検討、修理工事進捗報告、その他経営管理・運営を協議している。公社員への意識改革を図ることにより、電気料等の節減実績を維持で出来るようになります。ダーリング車両リースの実施により説明会を実施していただく必要がある。さらに協議を重ね連携を強化していく。
	(2)事業管理に 関する事項	② 一般財団法人天領の郷はなわ（まち振興課所管） 30年度9月末の試算表によると、半期の収入は167百万円で収支差額は1,681千円の黒字であったが収入のうち、本業以外の収入である補助金、委託料、家賃等が合計14百万円あり、これらに依存するところが多い収入構造にある。壇町にどつて重要な施設に對し積極的な支援を惜しむではなく、将来にわたる法人の自立性、健全性、永続性を保証するために現状の収支構造、実態、課題を明確化する必要がある。このために町が直接受けた過去に蓄積された積立金の取崩により収支が保たれていない現況にある。	【まち振興課】 2月臨時監査による指摘のあつた、道の駅システム、コンビニエンスストアについての検討、修理工事進捗報告、指定管理委託先の一般財團法人天領の郷はなわへ施設管理を委託している。平成31年度に委託内容を変更し、町が直接双方の施設使用者と契約をし、管理する方向である。
	(3)財政援助団 体に関する事 項	③ (株)壇町振興公社(一財)天領の郷はなわ、壇町社会福祉協議会、壇町商工会 個別事項	③ 壇町社会福祉協議会（健康福祉課所管） 近年、同業施設の増加による利用者の分散化や国の施策に基づく介護報酬の減額等に起因する収入の伸び悩み介護職員の人手不足や人件費水準上昇に伴う支出増加に目立つている。このため収支状況は悪化し3年連続で赤字経営となっているが取扱に意を用ひた過去に蓄積された積立金の取崩により収支が保たれていない現況にある。町の重要なかつ中核的な福祉介護施設として健全経営を維持すべく、協議会には支出内容の見直し等の効率化、合理化等の自助努力は当然求められるが、管理委託する町にも対策が求められる。
		④ 壇町商工会（まち振興課所管） 補助金は、本来明確な交付目的と対象事業の特定、合理的基準による補助額の算出、実績報告による成果の確認等が求められるが、当会に対する補助金は慣習化し実質的に運営費補助の現状にある。	【まち振興課】 補助金の計画的な活用、明確な使途を実績報告で確認できるよう指導する。実施状況確認を隨時行つていく予定。
	改善を要する事 項		・経過及び対応策については、具体的に記載願います。(例)平成31年度予算において、改修を予定している。〇月〇日に精算処理を実施など